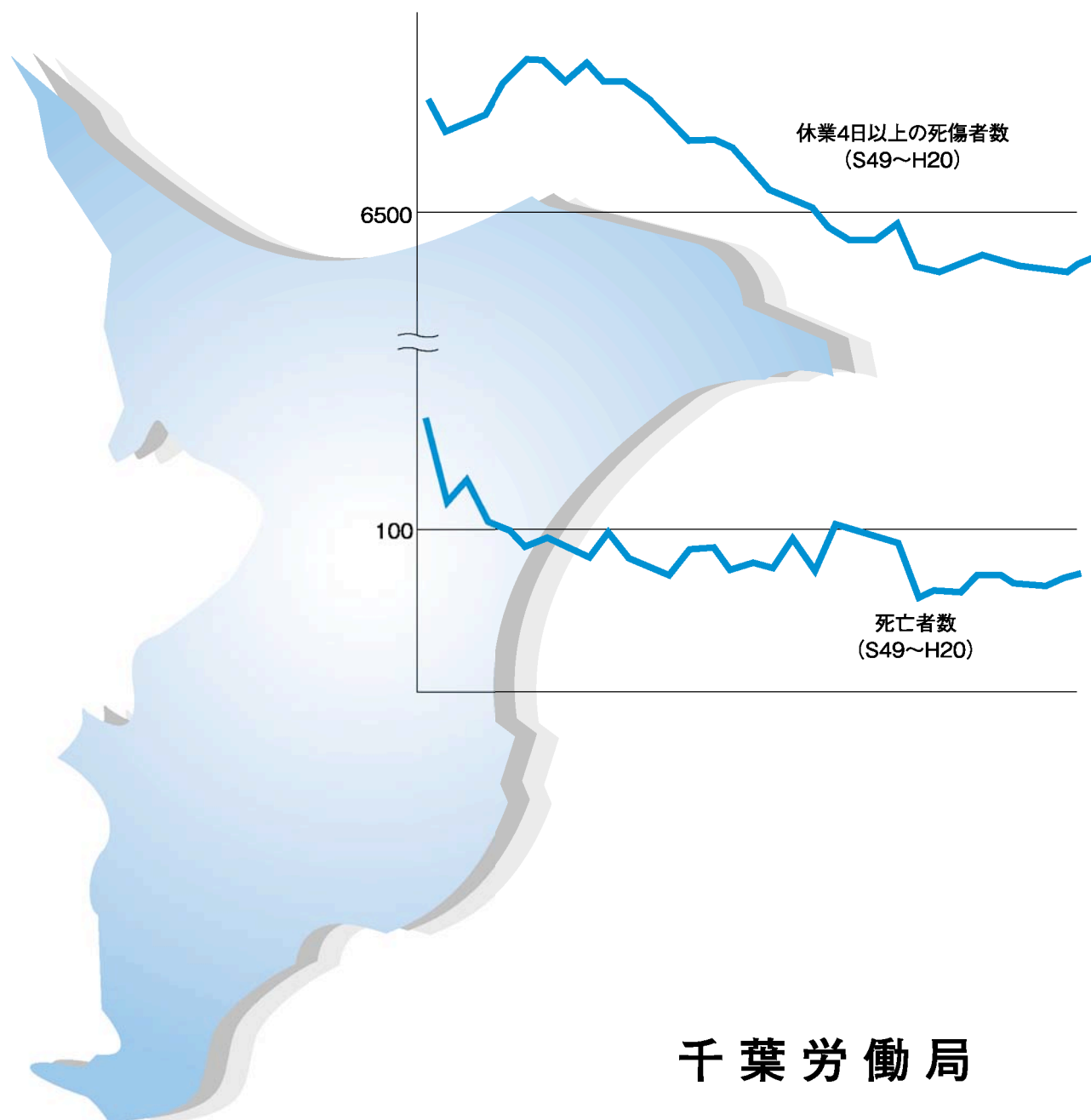
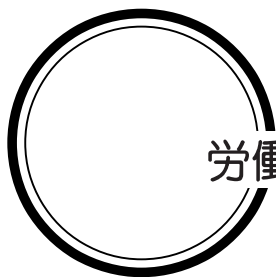


平成21年度

グラフで見る 千葉県の 労働災害の現状





労働災害の現状

平成21年度全国安全週間 7月1日～7日
スローガン

定着させよう「安全文化」
つみ取ろう職場の危険

目次

1	はしがき	1
2	減少鈍化の労働災害	2
3	死傷者の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業	4
4	死亡災害の多い建設業、製造業	5
5	繰り返される在来型労働災害	6
6	業種によって異なる災害発生パターン	8
7	監督署別の労働災害発生状況	10
8	高齢者・中小企業に多い死亡災害	11
9	依然として増加傾向の有所見率	12
10	増え続ける過労死・精神疾患等	13
11	平成20年の死亡災害	14
12	参考資料（事故の型・起因物分類コード表）	18
	千葉労働局 第11次労働災害防止計画の概要	巻末

1 はしがき

全国の労働災害による死傷者数は長期的には減少傾向にあるものの、平成 20 年でも、今なお 1,268 人が死亡している状況にあります。一度に 3 人以上の労働者が死傷する重大災害については、昭和 60 年に 141 件と底を打ってから増加に転じ、平成 20 年には約 2 倍近くの発生件数となっています。

千葉県内における労働災害は、減少傾向が鈍化し、ここ数年増減を繰り返し、うち死亡災害は平成 20 年に 56 人となりました。

死傷災害は、製造業、運輸交通貨物業、建設業、保健衛生業の順で多く発生しており、災害の型別では、転倒災害、墜落・転落災害、はさまれ・巻き込まれ災害の 3 種類の型が全体の半数を占めています。

定期健康診断の結果では、49%の労働者に何らかの所見が認められ、特に血中資質、肝機能、血圧等にかかる有所見率が高くなっています。また、石綿による健康障害をはじめ職業性疾病も依然として発生しています。

さらに、過重労働による健康障害やメンタルヘルスの問題も顕在化しており、労働者の健康や生活へ与える影響が懸念されています。

平成 21 年度主要対策

1 自主的安全衛生活動の実施促進

リスクアセスメント及び労働安全衛生マネジメントシステムの実施促進等を進めます。

2 労働災害防止対策の推進

重点業種（食料品製造業・金属製品製造業、建設業、陸上貨物運送事業）及び第三次産業の労働災害防止、化学工業における爆発・火災災害防止等事業場における安全確保対策を進めます。

足場からの墜落・転落災害防止対策の充実を目的とした改正省令の周知を図ります。

3 過重労働による健康障害防止対策の推進

「過重労働による健康障害防止のための総合対策」に基づき、労働時間管理、健康管理等に関する法令順守の徹底等を進めます。

4 メンタルヘルス対策の推進

「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等の周知を図るとともに、メンタルヘルス対策支援センター、地域産業保健センターの活用等により、メンタルヘルス対策を進めます。

5 石綿対策の推進

石綿障害予防規則に基づき、ばく露防止対策、健康管理対策等を進めます。

これらの対策を強力に推進するためには、労使をはじめ県民の皆様の御理解と御協力が何よりも不可欠なものとなっています。

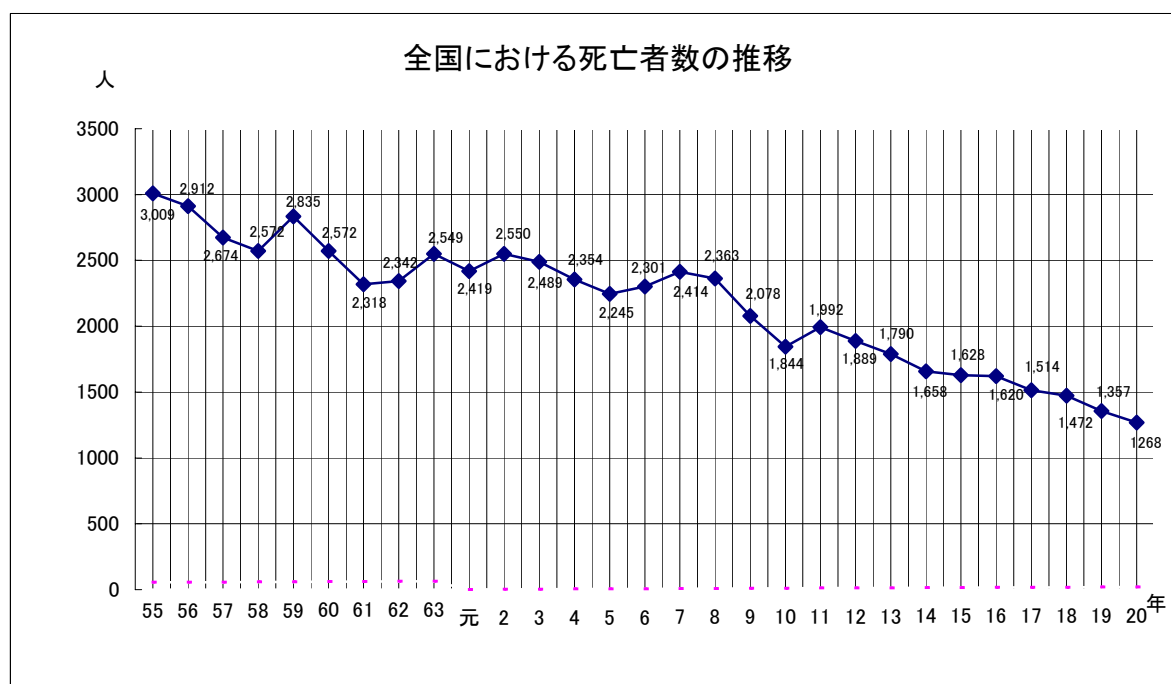
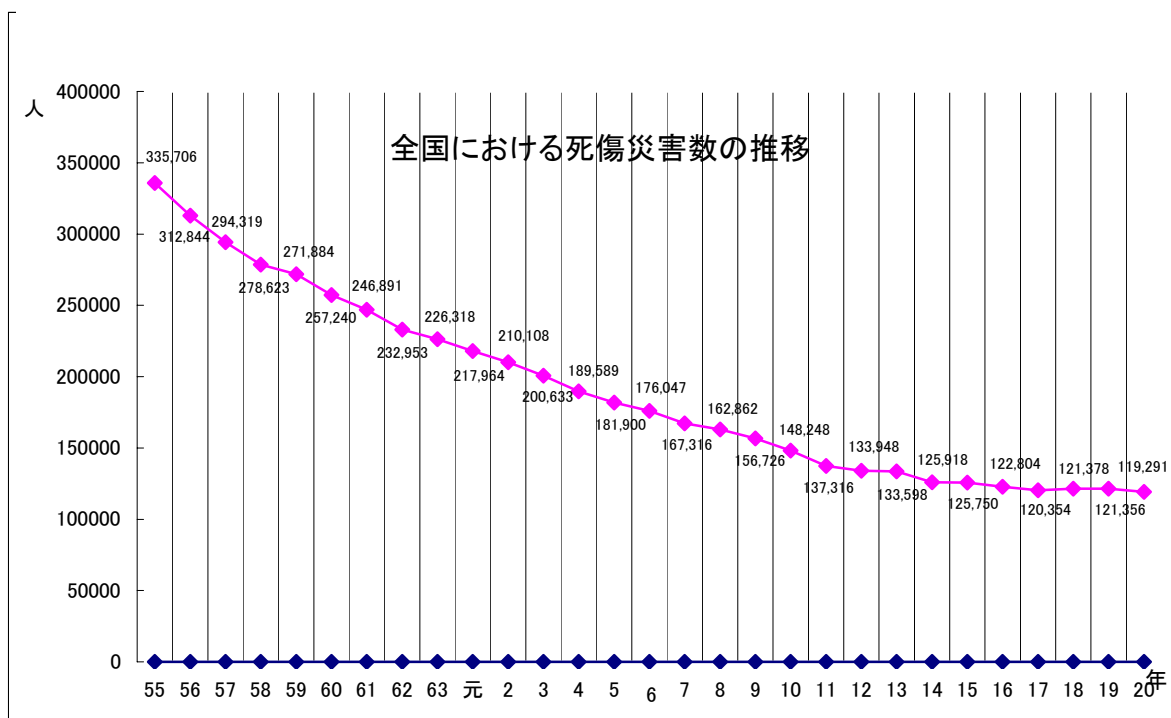
この冊子が労働災害を防止するための一助になれば幸いと存じます。

2 減少鈍化の労働災害

1 全国

労働災害による休業4日以上死傷者数は、昭和36年をピークとして、その後減少を続け、ここ20年で半減していますが、近年減少に鈍化が見られます。

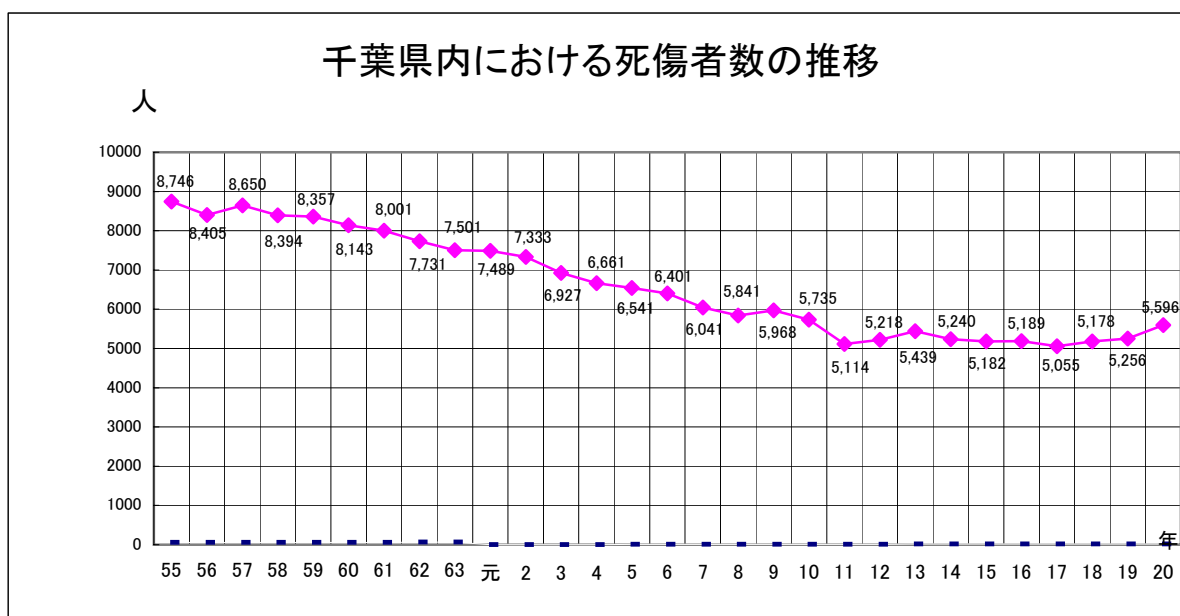
死亡災害は、昭和36年の6,712人をピークに、昭和47年の労働安全衛生法の施行と相まって大きく減少しましたが、昭和60年頃より若干の増加を繰り返し、長期的には、減少傾向にあります。



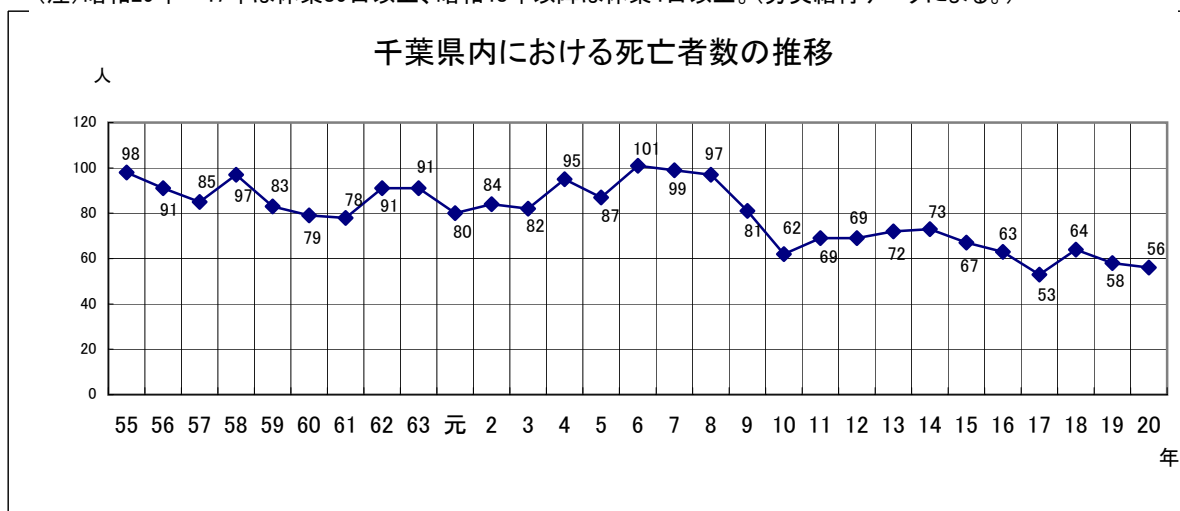
2 千葉県内

労働災害による休業4日以上の死傷者数は、昭和48年の8,877人をピークとしてその後減少を続けてきましたが、近年は逡減傾向にあります。ここ10年をみると横ばい状態のなか、平成17年には、5,055人と昭和48年以降最少の記録となりましたが、平成18年からは増加傾向に転じ、平成20年5,596人と3年連続の増加となりました。

死亡者数は、昭和40年代の200人前後から、昭和50年代には100人を割り込むこととなり、平成10年には62人と大幅に減少しましたが、以後増減を繰り返し、平成17年に53人と昭和27年以降最小の数値となったものの、平成20年には56人となっております。



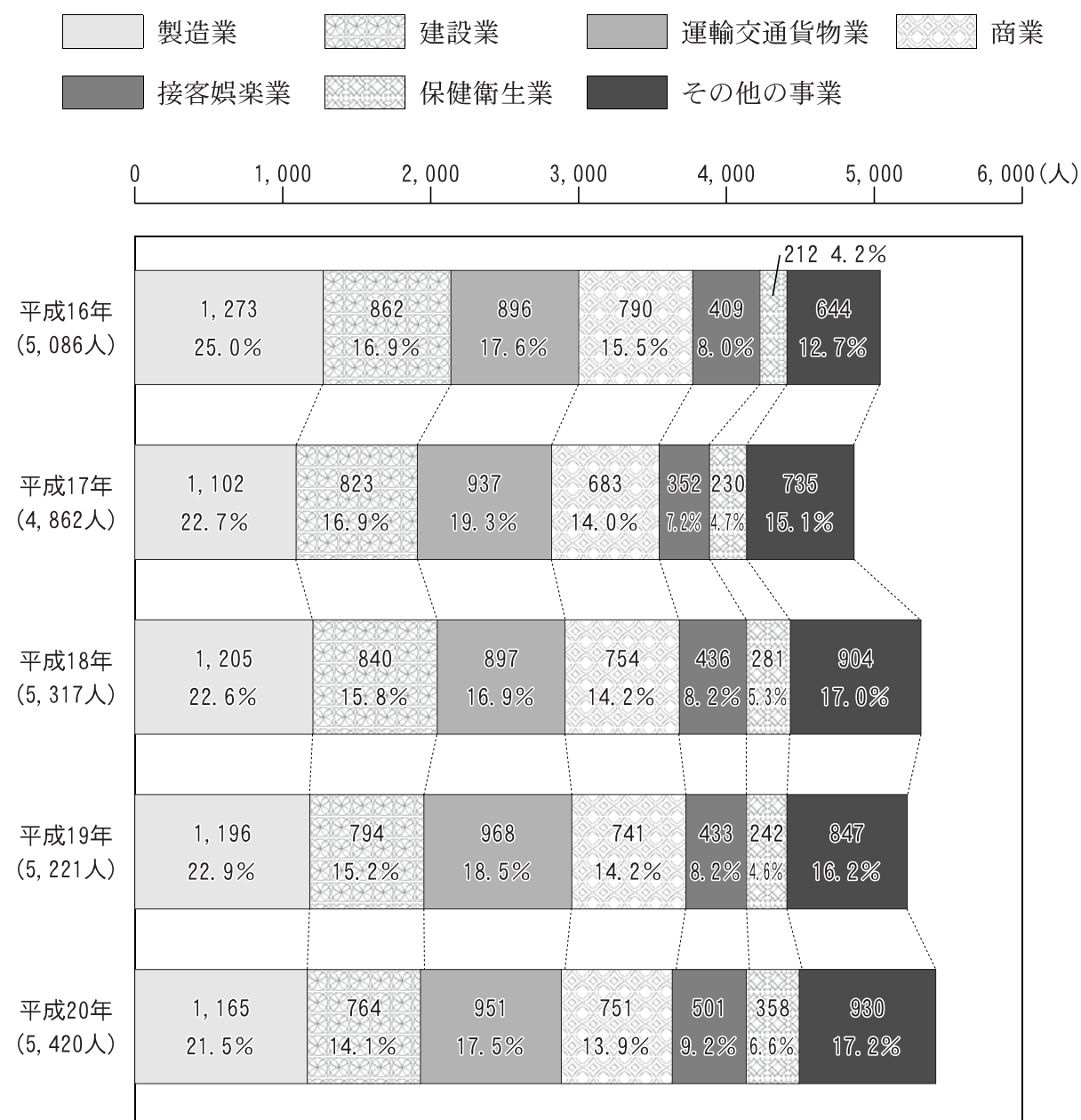
(注)昭和29年～47年は休業89日以上、昭和48年以降は休業4日以上。(労災給付データによる。)



③ 死傷者の多い製造業、建設業、運輸交通貨物業

多少の変動はあるものの、例年製造業、建設業、運輸交通貨物業の3業種で全産業の半数を占め、平成20年は53.1%でした。（労働者死傷病報告による。）

業種別・年別死傷者数



（注）運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

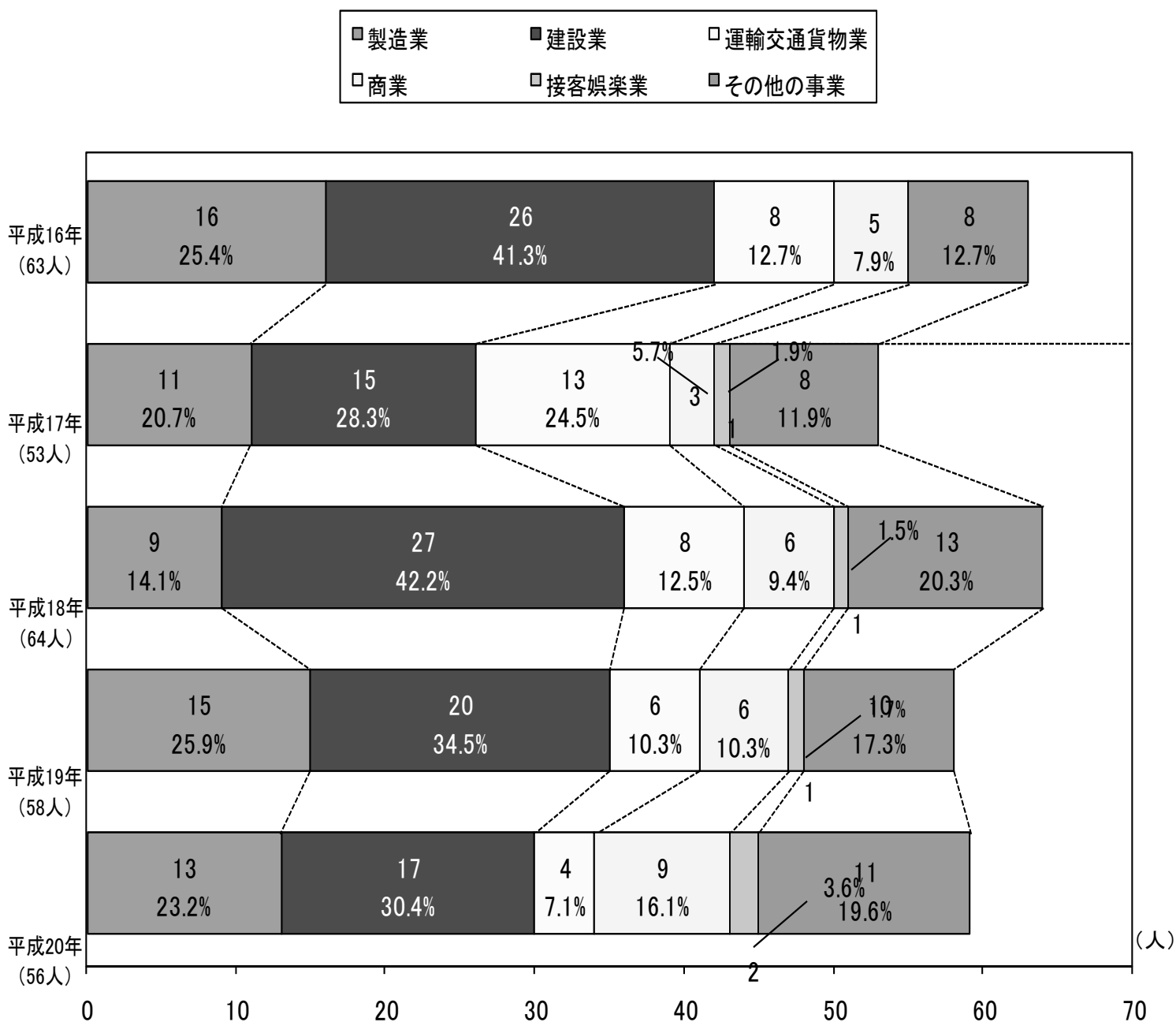
4

死亡災害の多い建設業、製造業

死亡災害は、平成 20 年は前年より 2 件減少しました。

全産業における建設業の占める割合は 30.4%、製造業の占める割合は 23.2%でこの 2 業種で 53.6%に達しています。

業種別・年別死傷災害発生状況



(注) 本データは労働者死傷病報告による。

運輸交通貨物業とは、運輸交通業と陸上貨物取扱業をいいます。

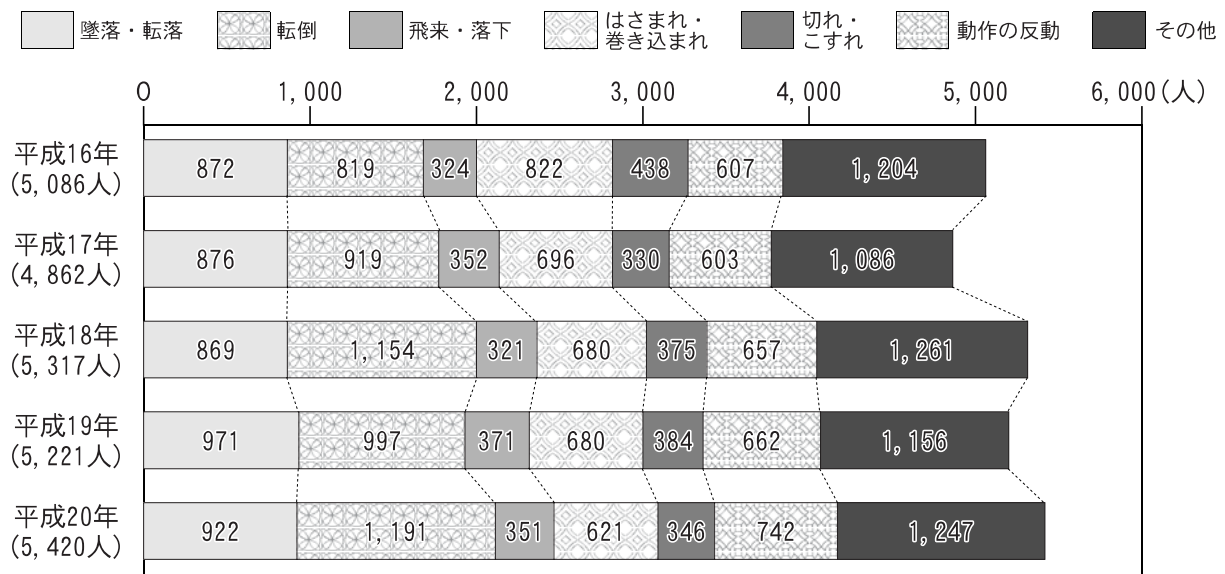
5

繰り返される在来型労働災害

1. 死傷災害

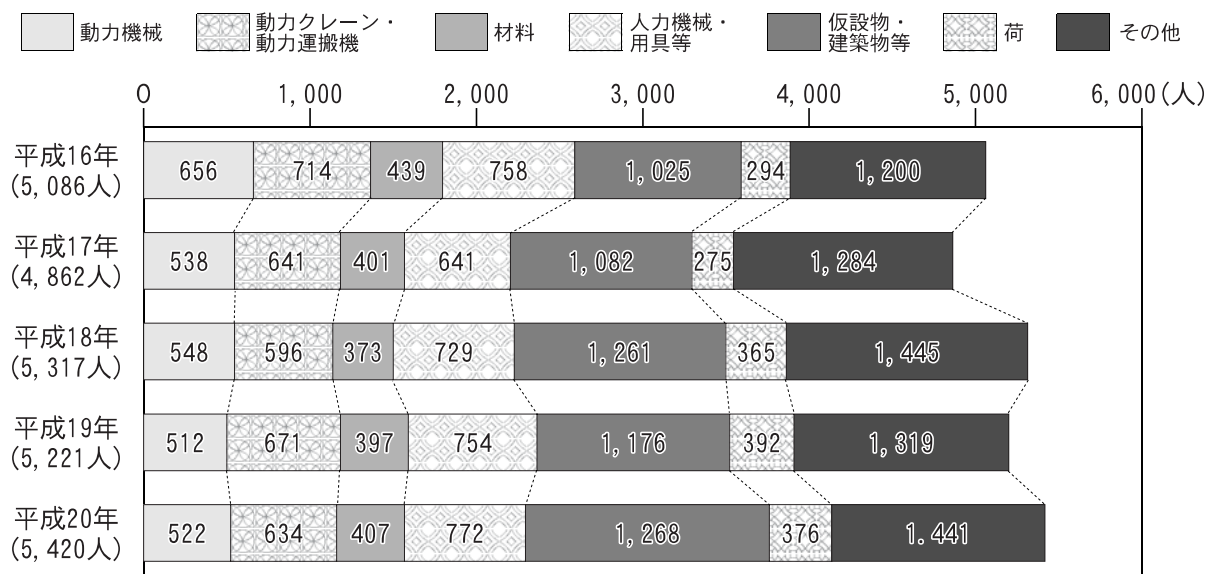
休業4日以上死傷者数を事故の型別にみると、転倒、墜落・転落、はさまれ・巻き込まれの3種類で50.4%を占めています。起因物では、仮設物・建築物等、人力機械・用具等、動力クレーン・動力運搬機の3種類で、49.3%を占めています。

事故の型別死傷災害発生状況



事故の型分類は18、19ページ参照

起因物別死傷災害発生状況

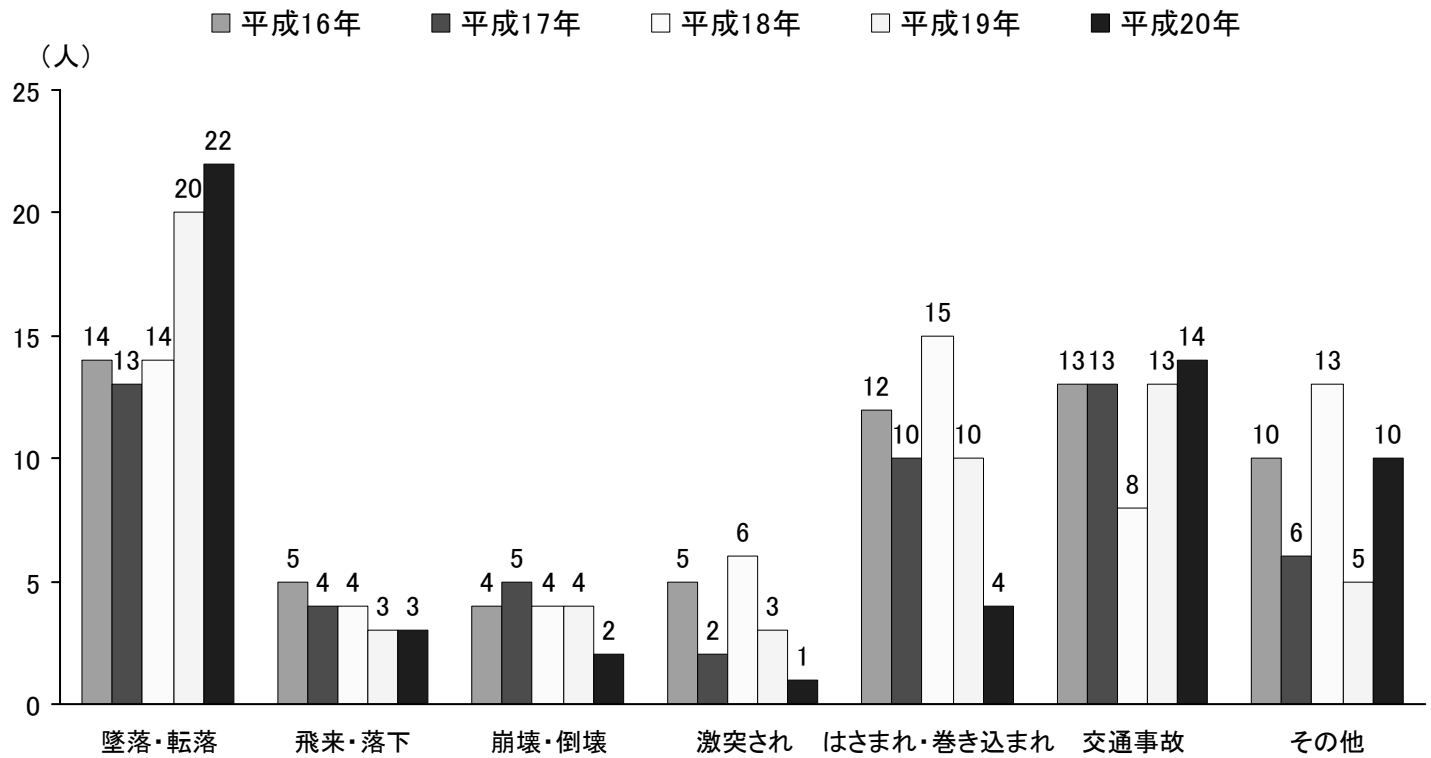


起因物分類は20ページ参照

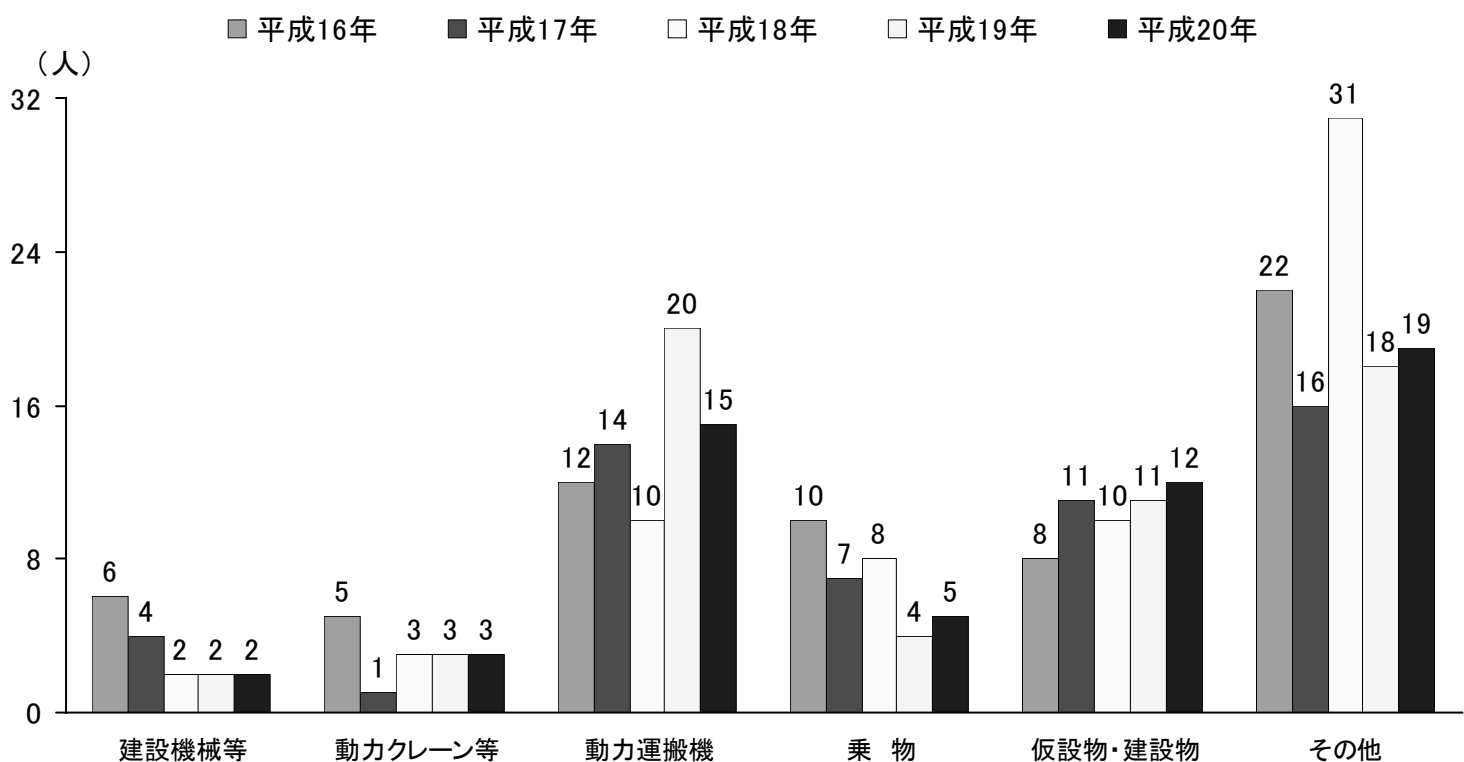
2. 死亡災害

事故の型については、墜落・転落、交通事故が依然として多くなっています。また、起因物では仮設物・建築物等と動力運搬機が依然として多くなっています。

事故の型別・年別死亡災害発生状況



起因物別・年別死亡災害発生状況

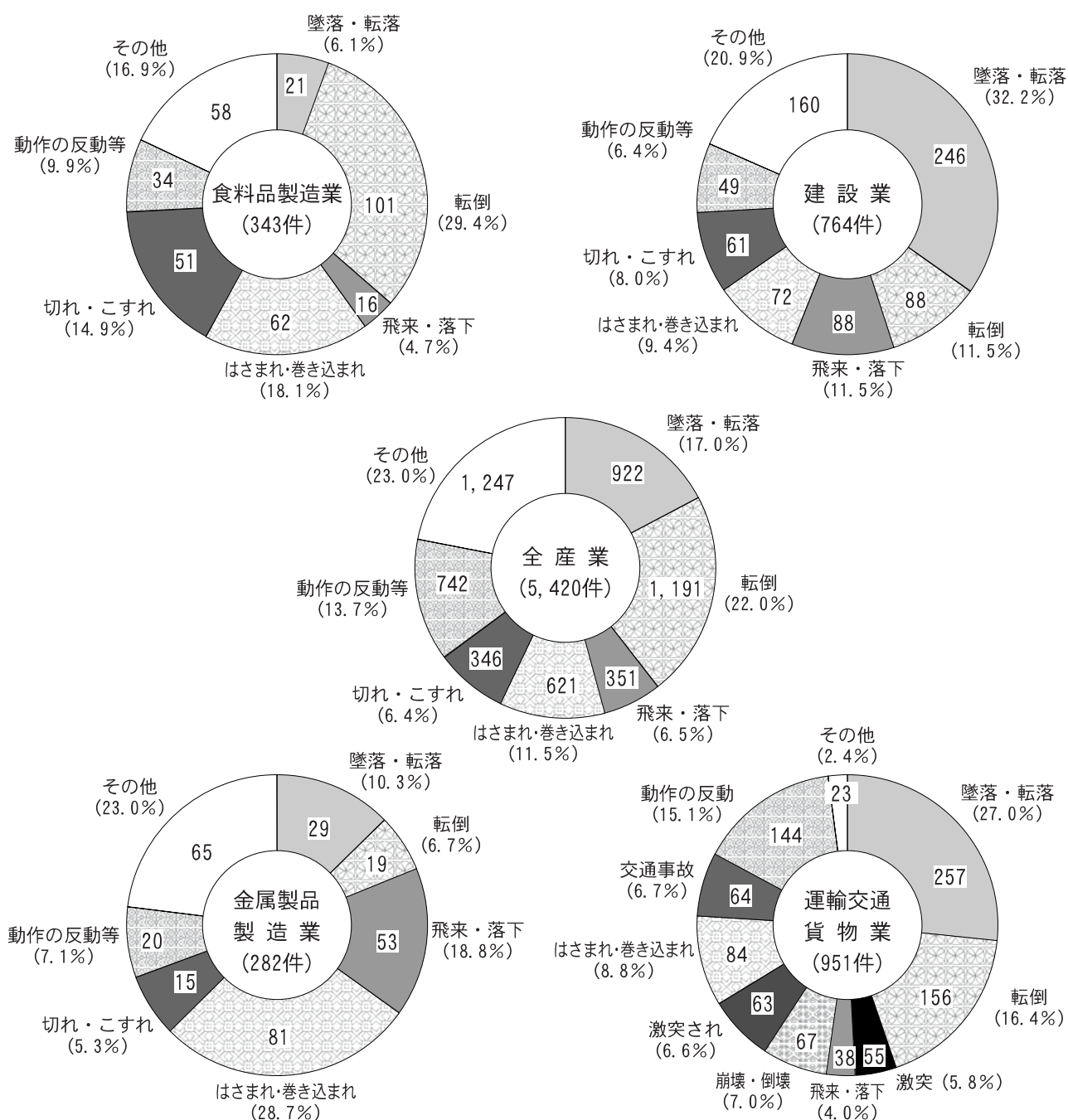


⑥ 業種によって異なる災害発生のパターン

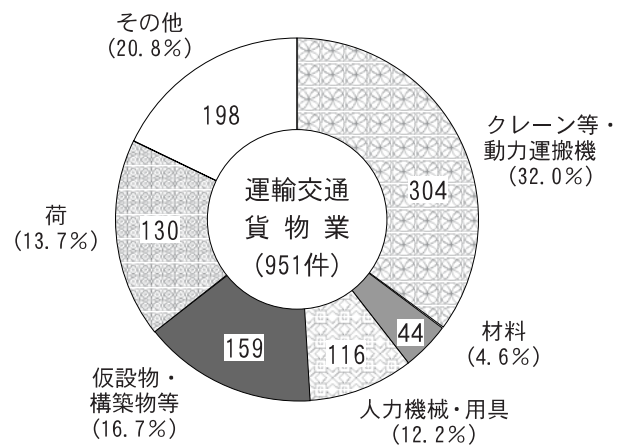
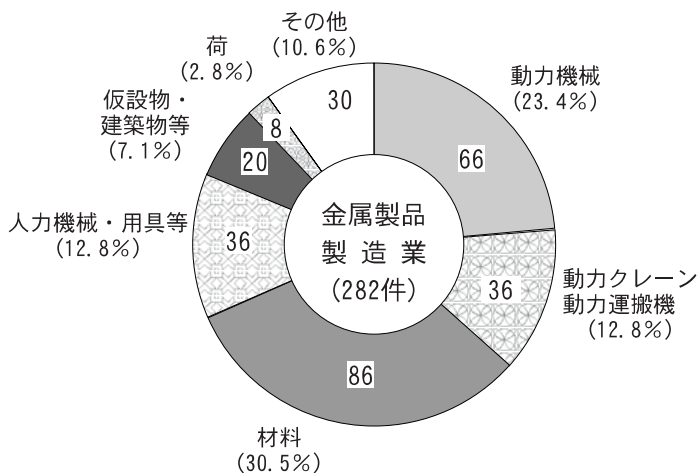
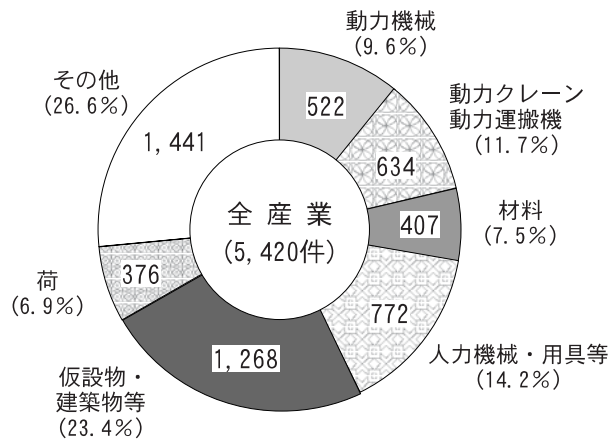
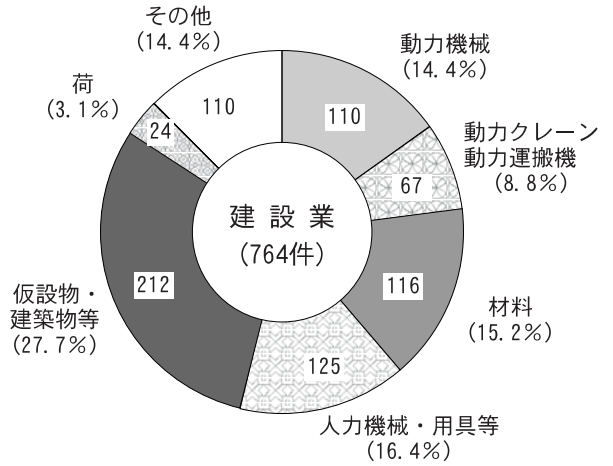
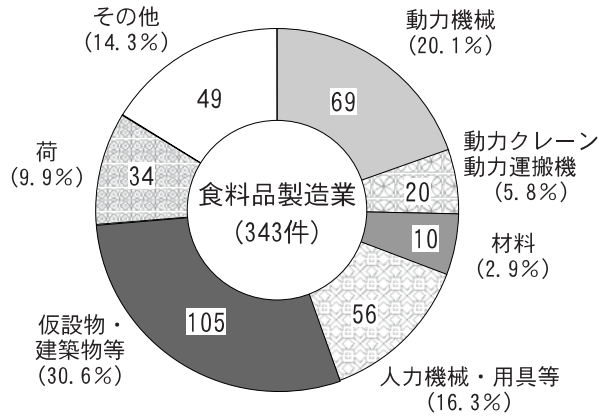
業種が異なれば作業に伴う危険性も異なり、発生する災害はそれぞれの業種に特有の傾向を示しています。

事故の型別では、食料品製造業では食品加工機械等を使用して作業中に機械にはさまれる災害や、床で転倒する災害が多数発生しており、リスクアセスメントの取り組みが必要とされます。建設業では建築物等からの墜落・転落が多く占めています。金属製品製造業ではクレーンや金属加工機械にはさまれる災害が多数発生しています。陸上貨物運送業ではトラック荷台等から墜落・転落する災害が多数発生しています。

1. 事故の型別（平成20年労働者死傷病報告による）



2. 起因物別（平成20年労働者死傷病報告による）



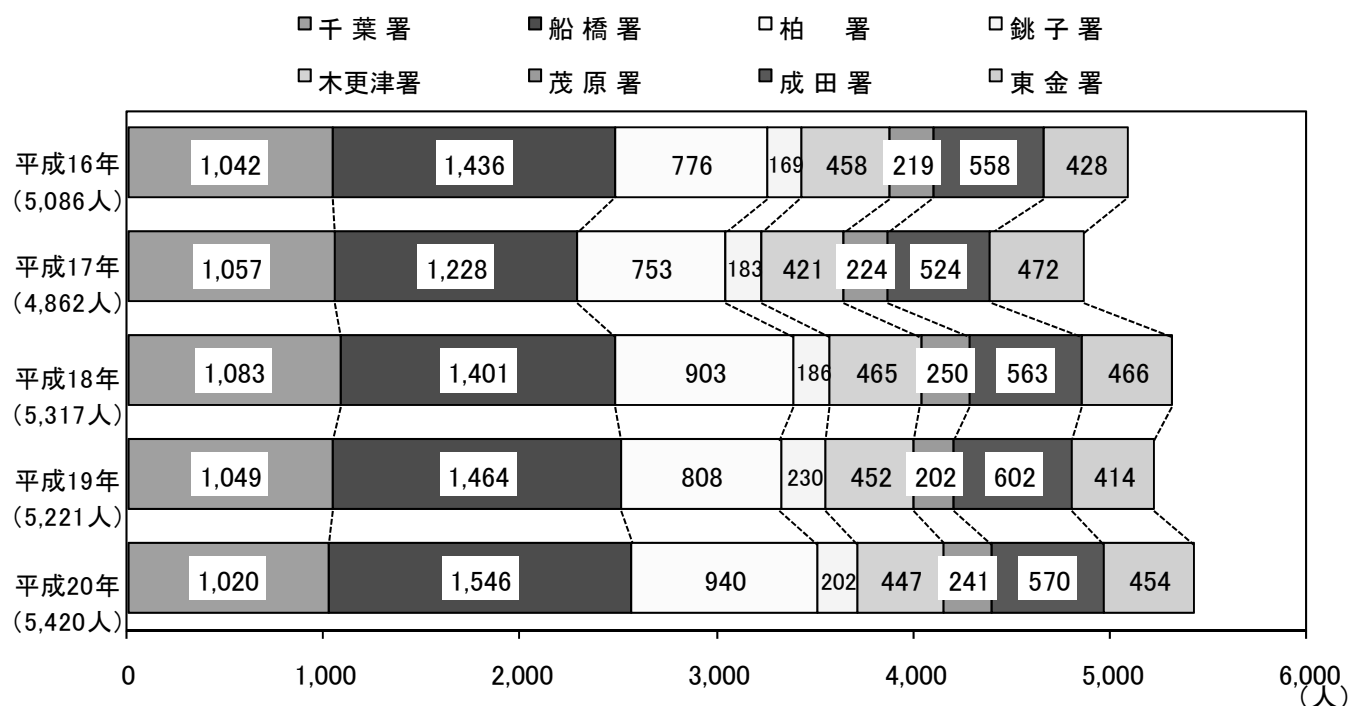
(注) 陸上貨物運送業とは、陸上貨物取扱業と道路貨物運送業をいいます。

7

監督署別の労働災害発生状況

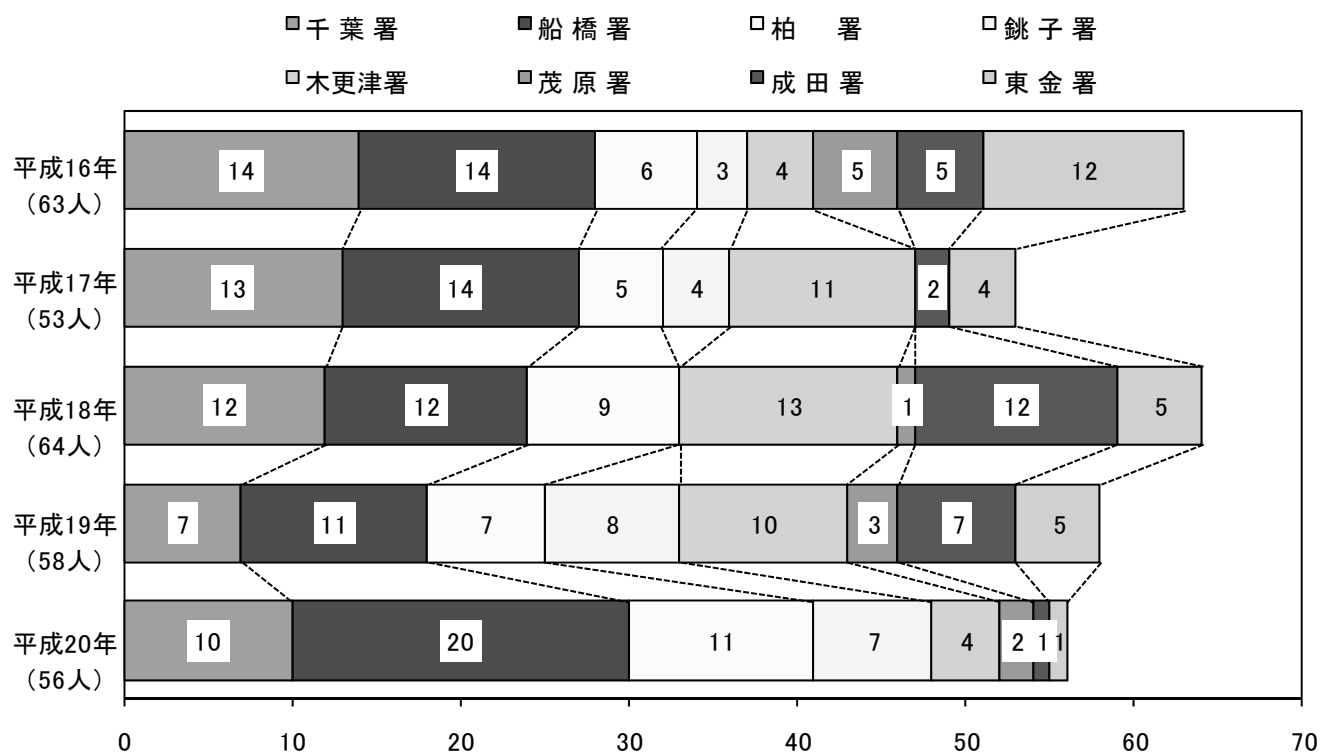
休業災害においては、千葉署、船橋署、柏署の千葉県北西部 3 署で全体の約 6 割の労働災害が発生しています。

1. 死傷災害



(労働者死傷病報告による。)

2. 死亡災害

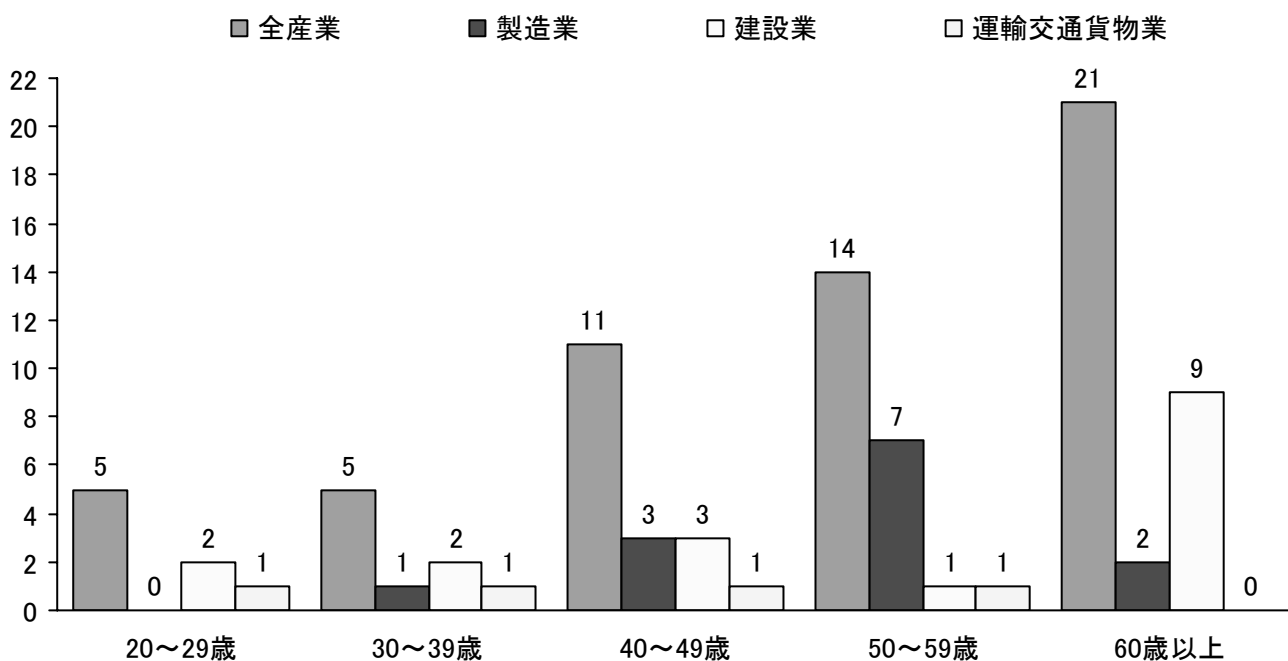


高齢者・中小企業に多い死亡災害

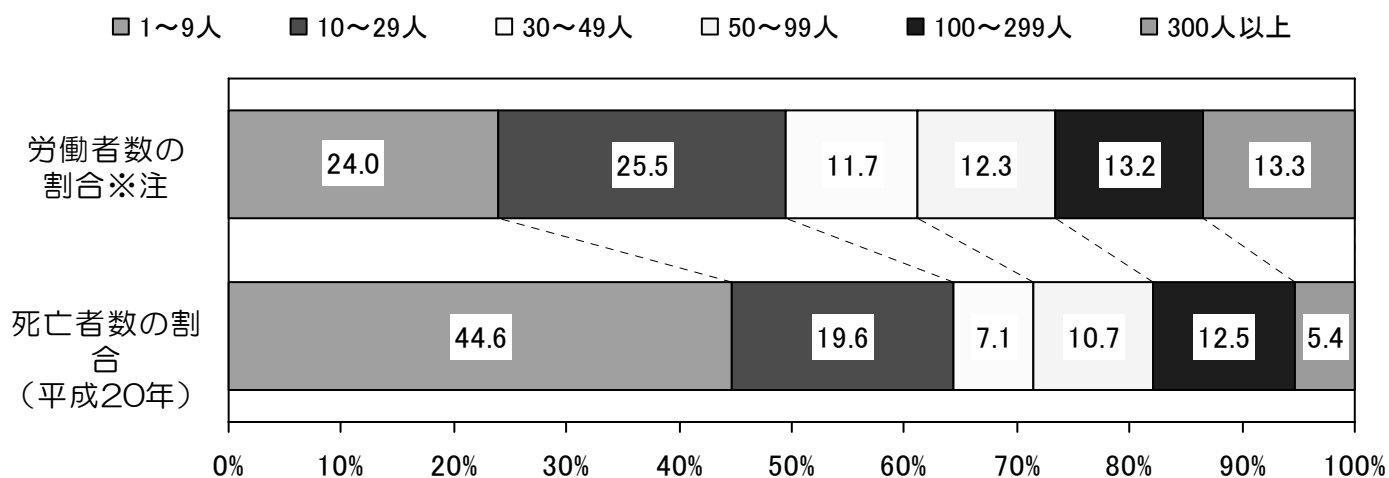
全産業では、50 歳以上の死亡者数が約 63%を占めています。事業場規模別では労働者 50 人未満の中小企業で約 71%を占めています。小規模事業場や高年齢労働者に重篤な災害が多数発生しています、

労働者数が 29 人以下の事業場で働く労働者の割合が約 5 割であるのに、死亡者の割合は 6 割を超えています。

(1) 年 齢 別



(2) 事業場規模別

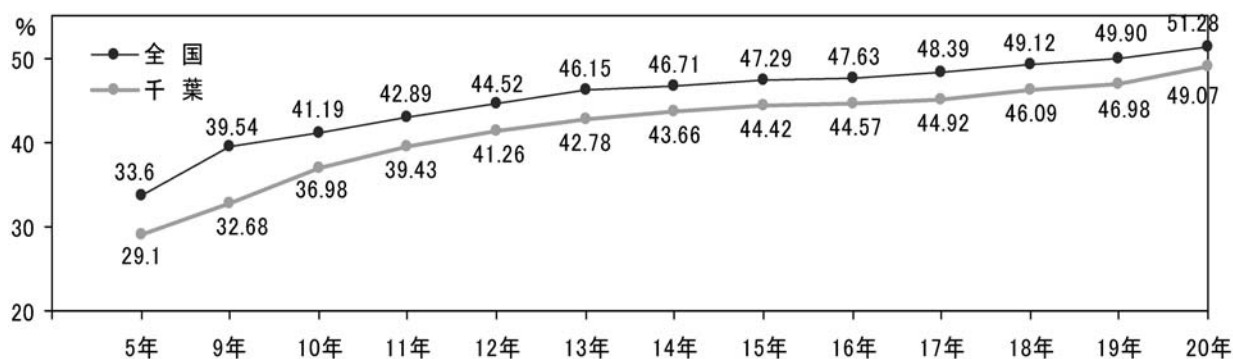


※注 総務省統計局事業所・企業統計調査（平成 18 年版）に基づき算出

依然として増加傾向の有所見率

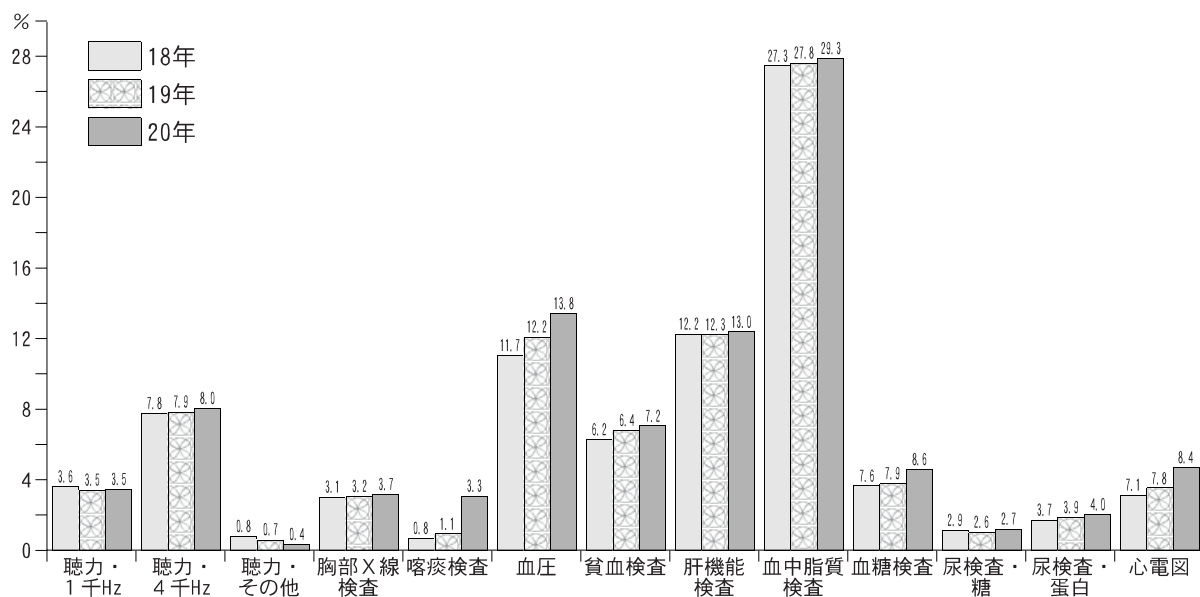
1. 定期健康診断結果有所見率の推移

有所見率は引き続き増加しており、健康診断実施後の措置が求められます。

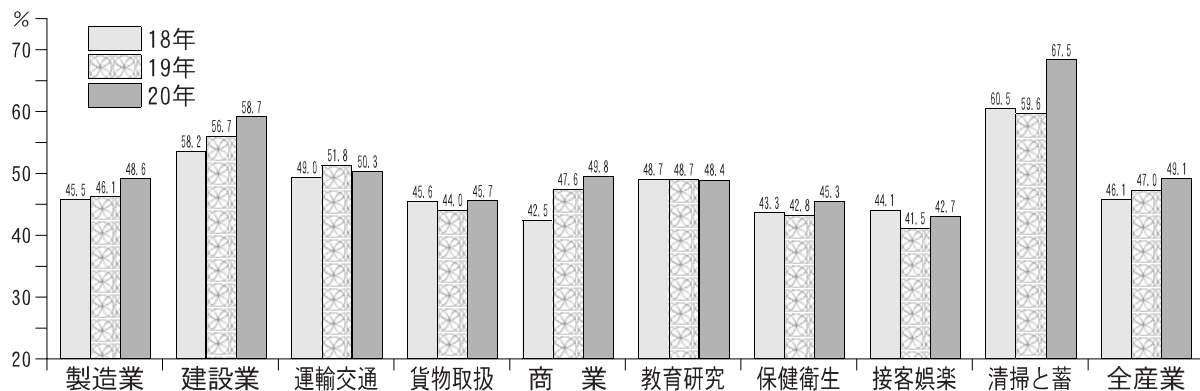


2. 項目別の有所見率

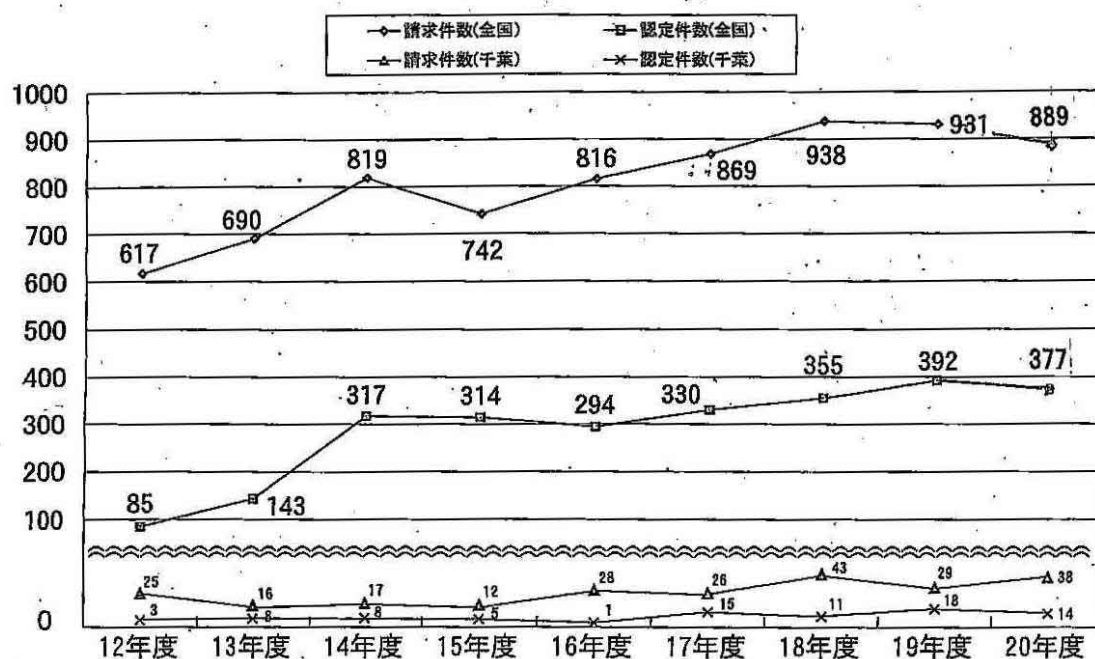
血中脂質検査、肝機能検査、血圧検査に高い所見が見受けられます。



3. 業種別有所見率



1 脳血管疾患及び虚血性心疾患の推移(「過労死」等の労災補償の推移)



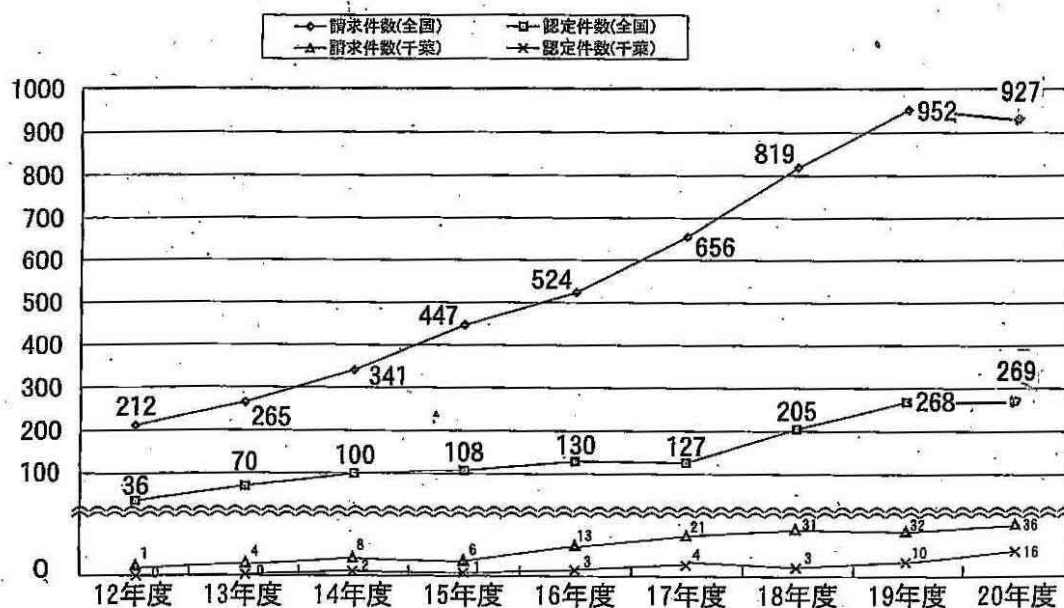
注 1 厚生労働省調べ

2 本表は、労働基準法施行規則別表第1の2第9号の「業務に起因することの明らかな疾病」に係る脳血管疾患及び虚血性心疾患(「過労死」等事案)について集計した。

3 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

4 平成13年12月に脳・心臓疾患の認定基準が改正されている。

2 精神障害等の労災補償の推移



注 1 厚生労働省調べ

2 認定件数は当該年度に請求されたものに限るものではない。

11 平成20年の主な死亡災害

1. 製造業

番号	署名	災害発生日	業 種	性別	年齢	発 生 状 況
1	千 葉	1月17日	その他の食料品製造業	男性	43	立体倉庫棟内の3階に4基の自動運搬装置が設置されており、運転中のライン上で荷が停止したため、被災者は隣接のラインのコンベア内に立入り、停止した荷の状況の点検作業を行っていたところ、一部手すりの設置されていない箇所から約7.4m下の1階に墜落した。
2	柏	1月29日	その他の化学工業	男性	54	被災者は、再生防湿塗装紙を清掃する4号塗装機の清掃中、ドライヤーと呼ばれる塗装紙乾燥設備（W210×D215×H112cm）の上部（重量2t以上）の片側をエアーシリンダーで上昇させ、落下防止の鋼製安全棒を取り付けた後、7番ドライヤー内部のローラーにこびり付いた塗装液をヘラではぎ落とす作業を行っていたところ、上部分が降下し上半身を挟まれた。
3	木更津	2月12日	自動車整備業	男性	47	被災者は、マイクロバスの板金塗装が終了し、バスに掛け渡してあった養生シートを取り外すため、整備工が脚立はしごでバスの屋根（高さ3.2m）に昇ってシートを取り外した後、はしごから降りるときにはしごが滑動し、はしごとともに墜落した。
4	千 葉	3月7日	その他の製造業	男性	39	工場敷地内において、使用期限切れの発煙浮信号64個を焼却処分するための焼却炉で爆発が発生し、約8m離れた箇所にいた被災者が爆風により吹飛ばされた。
5	千 葉	4月17日	石油製品・石炭製品製造業	男性	59	建屋が雨漏りするところがあるため、被災者は点検作業のために工場屋根にあがっていたところ、高さ約10mの屋根の端部より墜落した。
6	千 葉	4月19日	その他の金属製品製造業	男性	54	被災者は、工場内に設置してあるつり上げ荷重1トン以上の天井クレーンを使用して配管をつり上げていたところ、玉掛け用ワイヤーロープの先端に取り付けてあるフックが配管から外れて、配管が落下し頭部に当たり被災した。
7	船 橋	5月18日	その他の非鉄金属製造業	男性	57	被災者は、工場内の高圧受電盤の断路器を切る作業中、切る予定でない通電側の断路器を切ったため、火花が発生し、その火花によりやけどを負い死亡に至った。
8	船 橋	6月27日	その他の金属製品製造業	男性	58	被災者は、脚立を用いて製品の塗装作業を行っていたところ、脚立から墜落した。
9	船 橋	8月29日	その他の金属製品製造業	男性	70	被災者は、事業場ヤード内において高さ約1.8m程度の鋼材上で蔓の除去作業中、鋼材から墜落した。
10	船 橋	9月3日	その他の金属製品製造業	男性	56	被災者は、天井クレーンを用いて鋼板20枚をL字型ハッカーにより運搬作業中、荷が振れ鋼板が飛び出すように崩れ、下から2枚の鋼板が被災者に激突し、その下敷きになった。
11	千 葉	10月8日	石油製品・石炭製品製造業	男性	56	被災者は、軽油貯蔵タンクの消防法に基づく年2回の定期点検を単独で開始し、5分後、屋根（コーンルーフ、固定タイプ）に乗ったところ、軽油中の硫化水素等により屋根内部が腐食しており、屋根全体が非常に薄くなっていたため踏み抜き墜落した。内部の軽油は6550キロリットルを抜き出しを開始し、翌日の5時過ぎに、被災者の死亡（溺死）が確認された。
12	東 金	11月5日	その他の金属製品製造業	男性	61	被災者は、つり上げ荷重2.9tの積載形トラッククレーンを使用して、その荷台にあった質量約2tのトラック（最大積載量2,500kg）をつり上げ、旋回しようとしたところ、当該トラッククレーンが被災者側に倒れてきて、隣にあった2tトラックとの間に挟まれた。

2. 建設業（土木工事関係）

番号	署名	災害発生日	業 種	性別	年齢	発 生 状 況
1	柏	3月14日	道路建設工事業	男性	29	被災者は、道路補修工事のための路面測量中に、通過車両にはねられた。
2	千葉	5月12日	土地整理 土木工事業	男性	44	被災者は、25t移動式クレーンのアタッチメントにハンマー・リーダー等をセットした杭打ち機により、コンクリート製の杭を打ち込む作業中、ハンマー下部にキャップ（緩衝材）にセットされていた『やつとこ』と呼ばれる鋼鉄製部材がキャップから外れ、『やつとこ』が被災者の頭部に落下し被災した。
3	柏	5月16日	その他の 土木工事業	男性	73	個人住宅の井戸掘作業を終え、被災者は、井戸堀機をトラックに積み込もうと、事業主が井戸堀機を両手でトラック側へ押し出したところ、井戸堀機が道路を滑り出し、トラック荷台と井戸堀機のやぐらの間に頭部を挟まれた。

3. 建設業（建築工事関係）

番号	署名	災害発生日	業 種	性別	年齢	発 生 状 況
1	銚子	3月6日	その他の 建築工事業	男性	64	サイロの解体工事中、サイロ内に砂が残っており、砂を除去した後にサイロを解体しようとしたが、サイロの排出口から砂が排出されなかったため、被災者は、サイロに入り、内部をハンマーで叩いていたところ、砂が流れ出し、サイロ内で生き埋めとなった。
2	木更津	4月16日	その他の 建築工事業	男性	66	円筒形燃焼炉の外側上部に点検用ステージを設置する作業で、クレーンでつり上げられた鉄骨材の取り付け箇所にはいた被災者は、段差のある足場の隙間から14m下の通路に墜落した。
3	船橋	3月11日	建築設備工事業	男性	68	被災者は、建設現場から所属会社事務所へ戻る途中、片側一車線道路で対向車と衝突した。
4	船橋	3月17日	建築設備工事業	男性	48	被災者は、空気弁及び空気弁室修繕工事の現場において、現場の写真撮影及びセメントモルタルの補修作業に従事していたところ、ゆっくりと屈みこむように倒れた。 過重労働に起因するくも膜下出血によることが原因であった。
5	千葉	4月5日	木造家屋 建築工事業	男性	72	事業場資材倉庫の解体工事中に、被災者は、バールを使用し屋根上の桟をはずす作業を行っていたところ、被災者は歩み板（幅28cm、長さ3m80cm）から足を踏み外して屋根材を踏み抜き、6メートル下の地上に墜落した。
6	木更津	5月22日	建築設備工事業	男性	66	被災者は、高さ2.7mの常設はしご道を上っていたところ、敷き鉄板の上に墜落した。
7	船橋	8月2日	建築設備工事業	男性	70	マンション改修工事において、被災者は、内部階段で2階へ行こうとして2段目から転落して負傷し、出血多量により死亡した。
8	船橋	9月16日	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	男性	36	立体駐車場建設にあたり、被災者は、立体駐車場機械室で点検通路の取り付け作業を行うため、通路資材であるアングルを各取り付け場所まで運んでいたところ、荷揚げ用に開けておいた開口部から墜落した。
9	船橋	9月22日	その他の 建築工事業	男性	63	交通安全施設設置工事作業で、被災者は、道路に設置されている側溝用の蓋に使用するグレーチングが無かったため、仮設用にベニヤ板を携帯用丸のこ盤を使って、グレーチングの大きさに切る作業をしていたところ、右大腿部を約30cm切断した。

10	茂原	10月10日	木造家屋 建築工事業	男性	39	被災者は、木造2階建（在来・足場先行工法）にて、歪みの調整のプレスを取り付けるため、小屋梁上にてプレスの釘止め作業をしていたが、小屋梁上を移動中に転落した。2階床開口部（階段部分）を通り抜け5.9m下の1階床（合板）に転落し頸椎骨折を負い、翌日に死亡した。
11	船橋	10月10日	鉄骨・鉄筋コン クリート造家屋 建築工事業	男性	29	被災者は、照明器具の配線作業中、活線部分に触れ感電した。
12	柏	10月20日	その他の 建築工事業	男性	41	11階建てマンションの大規模修繕工事において、被災者は、外部足場の組み立て作業中、高さ27mの足場から墜落した。

4. 建設業（その他の建設業）

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	銚子	3月4日	機械器具設置工 事業	男	53	被災者は、倉庫の変電室屋根上から垂れ下がっている電線を切断するため、スレート及びポリカーボネイトで葺かれた変電室屋根を移動中、屋根を踏み抜き墜落した。
2	成田	5月22日	その他の建設業	男	60	地中電線管路敷設工事の地質調査のため道路の試し掘りをしていた際、被災者は、そこに設置する土止め用矢板47枚約500kgを台車に積み、人力にて運搬していたところ、道路外側のU字溝に足をとられて転倒し、転倒したところに台車に積み上げられた矢板が崩壊して左胸を激突された。

5. 運輸交通貨物業

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	船橋	5月28日	一般貨物 自動車運送業	男性	30	被災者は、最大積載荷重12.9tのウイング付き貨物自動車のウイング左前方シリンダー付近からの油漏れの点検中、ウイングに頸部をはさまれた。
2	船橋	6月12日	一般貨物 自動車運送業	男性	48	被災者は、国道を走行中、交差点の信号でトラックの後方に停止していたところ、トラックに追突され、作業者の乗っていたトラックが、前方のトラックに激突した。
3	柏	6月13日	一般貨物 自動車運送業	男性	28	被災者は、最大積載荷重2.95tのトラックで荷の配送のため、高速道路を走行中、減速中の大型車両に追突した。
4	船橋	7月28日	一般貨物 自動車運送業	男性	57	工場内でトレーラーへ覆工板を積み込む作業で、被災者が覆工板の上で、荷外し作業を行っていたが、クレーンのオペレーターがクレーンを走行させたところ、ナイロンスリングが覆工板に引っかかって、被災者が覆工板とともにトレーラーから墜落し、覆工板の下敷きとなった。

6. その他の業種

番号	署名	災害発生日	業種	性別	年齢	発生状況
1	船橋	1月17日	産業廃棄物 処理業	男性	74	被災者は、ごみの収集運搬のため工場から収集先へトラックで向かう途中、中央分離帯の縁石に乗り上げ、当該トラックが横転した。当該事故により同乗者2名も被災した。
2	銚子	2月6日	通信業	男性	28	被災者は、バイクにて配達終了後、給油に向かう途中、横断歩道上で転倒した。
3	柏	3月2日	警備業	男性	48	被災者は、排水工事現場で交通誘導作業を行っていたところ、正面より直進してきた乗用車に激突された。
4	船橋	3月13日	新聞販売業	男性	62	被災者は、自転車朝刊を配達中に、信号のない交差点を通行したところ、後方より来たトラックにはねられた。

5	船 橋	3月31日	その他の商業	男性	5 9	被災者は、取引先と打ち合わせのため取引先事務所に向かう途中、踏切内に停車してしまい電車と衝突した。
6	千 葉	4月18日	倉庫業	男性	2 7	被災者は、倉庫内で荷を運搬するため、フォークリフト（最大荷重700kgリーチフォーク）を運転していたところ、固定ラックに激突して体がフォークリフトのラックに挟まれた。
7	銚 子	4月21日	新聞販売業	男性	7 5	被災者は、自転車で行新聞配達中、国道を横断する際、走行してきたトラックにはねられた。
8	木更津	5月2日	その他の清掃・と畜業	男性	6 0	被災者は、産業廃棄物の入った袋（重量1.23t）を最大荷重1.2tのフォークリフトでつり上げ、ごみピットに投入しようとしたところ、フォークリフトが前方に傾き、フォークリフトとともに約8m下のごみピットに墜落して、フォークリフトの下敷きとなった。
9	千 葉	5月7日	倉庫業	男性	4 2	被災者は、冷凍倉庫内でアンモニア臭に気付き、漏洩箇所確認のため、天井の配管の状態をステンレス製露受け板に乗り点検していたところ、足を滑らせて約2.8m下の床に背中から墜落した。
10	柏	6月21日	新聞販売業	男性	5 1	被災者は、ビル3階及び2階に新聞を配達後、2階から1階へ降りる階段から足を滑らした。被災者はゴム長靴を履き、バイク運転用のヘルメットを着用していた。
11	柏	7月1日	農業	男性	7 1	被災者は、脚立を使用して個人住宅の庭で高さ4.1mの樹木の剪定作業中、脚立からコンクリート面に墜落した。
12	船 橋	7月23日	その他の教育研究業	男性	6 0	中学校の夏休み行事である「夏期学校」の引率教諭5名のうち1名が、生徒の遊泳前に海の様子を調べるために沖に向かって泳いでいたところ、溺死した。
13	銚 子	9月4日	警備業	男性	6 0	被災者は、国道にて路面舗装工事の施工にあたっての交通誘導作業で、走行してきた軽乗用車に停止合図をしていたところ、はねられた。
14	船 橋	8月4日	その他の卸売業	男性	4 5	被災者は、倉庫においてピッカーフォークリフトで、パレットに2段積みされた荷を運搬するためラック間の通路をバック走行していたところ、2段目のパレットがラックの柱に衝突し、パレットがずれて通路を塞ぎ、運転席とパレットの間にはさまれた。
15	船 橋	8月6日	警備業	男性	4 5	高速道路のジョイント部の舗装作業において、被災者は、作業が終了したので道路規制を解除して現場から離れようとしたところ、工事中であることを表示する標識車に追突された。
16	柏	9月2日	一般飲食業	男性	3 9	被災者が、厨房で業務用ガスコンロ（LPガス）に寸胴なべを載せ、ラーメンのスープの調理を行っていたところ、一酸化炭素中毒に罹患した。店はほぼ締め切り状態で厨房の排気ファンは停止されていた。
17	銚 子	10月23日	その他の接客娯楽業	男性	5 8	被災者は、天井の鉄骨梁の錆止めをするため、ペンキ塗り作業を作業台（高さ1.64m）に乗って作業していたところ墜落した。
18	銚 子	11月7日	通信業	男性	5 1	被災者は、バイクで配達先に向かう途中、市道の十字路で、左方から走行してきた乗用車と衝突した。
19	柏	12月9日	その他の小売業	男性	6 0	被災者は、路上で塵芥車を停車し、運転席を離れ、門を閉門しようとしたところ、塵芥車が逸走し、車両に駆け寄ったところ、壁と塵芥車の間に挟まれた。
20	茂 原	12月29日	その他の産業廃棄物処理業	男性	6 8	被災者は、し尿収集運搬用のバキュームカー（最大積載量3.65t）のタンク上（高さ1.7m）において、ホースを取り外す作業を行っていたところ、バキュームカーが前進したため、バランスを失いタンクから墜落した。

事故の型分類コード表

分類 番号	分類項目	説 明
1	墜 落 ・ 転 落	人が樹木、建築物、足場、機械、乗物、はしご、階段、斜面等から落ちることをいう。 乗っていた場所がくずれ、動揺して墜落した場合、砂ビン等による蟻地獄の場合を含む。 車両系機械などとともに転落した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して墜落した場合には感電に分類する。
2	転 倒	人がほぼ同一平面上でころぶ場合をいい、つまづきまたはすべりにより倒れた場合等をいう。 車両系機械などとともに転倒した場合を含む。 交通事故は除く。 感電して倒れた場合には感電に分類する。
3	激 突	墜落、転落および転倒を除き、人が主体となって静止物または動いている物にあたった場合をいい、つり荷、機械の部分等の人からぶつかった場合、飛び降りた場合等をいう。 車両系機械などとともに激突した場合を含む。 交通事故は除く。
4	飛 来 ・ 落 下	飛んでくるもの、落ちてくるもの等が主体となって人にあたった場合をいう。 研削といしの破裂、切断片、切断粉等の飛来、その他自分が持っていた物を足の上に落とした場合を含む。 容器等の破裂によるものは破裂に分類する。
5	崩 壊 ・ 倒 壊	堆積した物（はい等も含む）、足場、建築物等がくずれ落ちまた倒壊して人にあたった場合をいう。 立てかけてあった物が倒れた場合、落盤、なだれ、地すべり等の場合を含む。
6	激 突 さ れ	飛来、落下、崩壊、倒壊を除き、物が主体となって人にあたった場合をいう。 つり荷、動いている機械の部分などがあたった場合を含む。 交通事故は除く。
7	は さ ま れ ・ 巻 き こ ま れ	物にはさまれる状態および巻き込まれる状態でつぶされ、ねじられる等をいう。プレス、金型、鍛造機のハンマ等による挫滅創等はここに分類する。 ひかれる場合を含む。 交通事故は除く。
8	切 れ ・ こ す れ	こすられる場合、こすられる状態で切られた場合等をいう。 刃物による切れ、工具取扱中の物体による切れ、こすれ等を含む。
9	踏 み 抜 き	くぎ、金属片等を踏み抜いた場合をいう。 床、スレート等を踏み抜いたものを含む。 踏み抜いて墜落した場合は墜落に分類する。
10	お ぼ れ	水中に墜落しておぼれた場合を含む。

分類 番号	分 類 項 目	説 明
11	高温・低温の物 と の 接 触	高温または低温の物との接触をいう。 高温または低温の環境下にばく露された場合を含む。 〈高温の場合〉 火災・アーク、溶融状態の金属、湯、水蒸気等に接触した場合をいう。 炉前作業の熱中症等高温環境下にばく露された場合を含む。 〈低温の場合〉 冷蔵庫内等低温の環境下にばく露された場合を含む。
12	有害物等との接触	放射線による被ばく、有害光線による障害、CO中毒、酸素欠乏症ならびに高気圧・低気圧等有害環境下にばく露された場合を含む。
13	感 電	帯電体にふれ、または放電により人が衝撃を受けた場合をいう。 〈起因物との関係〉 金属性カバー、金属材料等を媒体として感電した場合の起因物は、これらが接触した当該設備、機械装置に分類する。
※14	爆 発	圧力の急激な発生または開放の結果として、爆音をともなう膨張等が起こる場合をいう。 破裂を除く。 水蒸気爆発を含む。 容器、装置等の内部で爆発した場合は、容器、装置等が破裂した場合であってもここに分類する。 〈起因物との関係〉 容器、装置等の内部で爆発した場合の起因物は、当該容器、装置等に分類する。 容器・装置等から内容物が取り出された、または漏えいした状態で当該物質が爆発した場合の起因物は、当該容器、装置に分類せず、当該内容物に分類する。
※15	破 裂	容器、または装置が物理的な圧力によって破裂した場合をいう。 圧かきを含む。 研削といしの破裂等機械的な破裂は飛来、落下に分類する。 〈起因物との関係〉 起因物としてはボイラー、圧力容器、ポンプ、化学設備等がある。
※16	火 災	〈起因物との関係〉 危険物の火災においては危険物を起因物とし、危険物以外の場合においては火源となったものを起因物とする。
※17	交通事故(道路)	交通事故のうち道路交通法適用の場合をいう。
※18	交通事故(その他)	交通事故のうち船舶、航空機および公共輸送用の列車、電車等による事故をいう。 公共輸送用の列車、電車等を除き、事業場構内における交通事故はそれぞれ該当項目に分類する。
19	動作の反動 無 理 な 動作	上記に分類されない場合であって、重い物を持ち上げて腰をぎっくりさせたというように身体の動き、不自然な姿勢、動作の反動などが起因してすじをちがえる、くじく、ぎっくり腰およびこれに類似した状態になる場合をいう。 バランスを失って墜落、重い物を持ちすぎて転倒等の場合は無理な動作等が関係したものであっても、墜落・転倒等に分類する。
90	そ の 他	上記のいずれにも分類されない傷の化膿、破傷風等をいう。
99	分 類 不 能	分類する判断資料に欠け、分類困難な場合をいう。

※印は特掲事故であって、事故の型を決める際は他よりも優先する。

起因物分類コード表

分類番号			分類項目	分類番号			分類項目
大	中	小		大	中	小	
1	11	111	原 動 機	3	31	311	ボ イ ラ ー
	12	121	動 力 伝 導 機 構		圧 容	312	圧 力 容 器
	13 木材加工用機械	131	丸 の こ 盤		力 器	319	そ の 他 の 圧 力 容 器
		132	帯 の こ 盤		32	321	化 学 設 備
		133	か ん な 盤		33	331	ガ ス 溶 接 装 置
		134	角のみ盤、木工ボール盤		溶 装	332	ア ー ク 溶 接 装 置
		135	面とり盤、ルータ、木工フライス盤		接 置	339	そ の 他 の 溶 接 装 置
		136	チ エ ー ン ソ ー		34	341	炉 、 窯
		139	その他の木工用機械		炉 等	342	乾 燥 設 備
	14 建設機械等	141	整地・運搬、積込み用機械		窯	349	そ の 他 の 炉 窯 等
		142	掘 削 用 機 械		35	351	送 配 電 線 等
		143	基 礎 工 事 用 機 械		電 設	352	電 力 設 備
		144	締 固 め 用 機 械		気 備	359	そ の 他 の 電 気 設 備
		145	解 体 用 機 械		36	361	人 力 ク レ ー ン
		146	高 所 作 業 車		人 工 機 械 等	362	人 力 運 搬 機 械
	15 金属加工用機械	149	その他の建設用機械		363	363	人 力 機 械
		151	旋 盤		364	364	手 工 機 具
		152	ボ ール 盤、 フ ラ イ ス 盤		37	371	は し ご 等
		153	研 削 盤、 パ フ 盤		用 具	372	玉 掛 用 具
		154	ブ レ ス 機 械		379	379	そ の 他 の 用 具
		155	鍛 圧 ハ ン マ ー		39	391	そ の 他 の 装 置、 設 備
		156	シ ャ ー	4	4	411	足 場
		159	その他の金属加工用機械			412	支 保 工
2	16 一般動力機械	161	遠 心 機 械			413	階 段、 棧 橋
		162	混 合 機、 粉 碎 機			414	開 口 部
		163	ロール機（印刷ロール機を除く。）			415	屋根、 はり、 もや、 けた、 合掌
		164	射 出 成 型 機 械			416	作 業 床、 歩 み 板
		165	食 品 加 工 用 機 械			418	建 築 物、 構 築 物
		166	印 刷 用 機 械			419	そ の 他 の 仮 設 物、 建 築 物、 構 築 物 等
		167	産 業 用 ロ ボ ッ ト			511	爆 発 性 の 物 等
		169	その他の一般動力機械			512	引 火 性 の 物 等
	21 動力クレーン等	211	ク レ ー ン		5	513	可 燃 性 の ガ ス
		212	移 動 式 ク レ ー ン			514	有 害 物 等
		213	デ リ ッ ク			515	放 射 線
		214	エ レ ベ ー タ、 リ フ ト			519	そ の 他 の 危 険 物、 有 害 物 等
		215	揚 貨 装 置			521	金 属 材 料
		216	ゴ ン ド ラ			522	木 材、 竹 材
		217	機械集材装置、運材索道			523	石、 砂、 砂 利
		219	その他の動力クレーン等			529	そ の 他 の 材 料
	22 動力運搬機	221	ト ラ ッ ク		6	61	612 荷 姿 の も の
		222	フ ォ ー ク リ フ ト			荷	612 機 械 装 置
		223	軌 道 装 置			71	711 地 山、 岩 石
		224	コ ン ベ ア			環 境 等	712 立 木 等
		225	ロ ー ダ			環 境 等	713 水 等
		226	ストラドルキャリヤ			環 境 等	714 異 常 環 境 等
		227	不 整 地 運 搬 車			環 境 等	715 高 温、 低 温 環 境 等
		229	その他の動力運搬機			環 境 等	719 そ の 他 の 環 境 等
	23 乗物	231	乗用車、バス、バイク		9 その他	91	911 そ の 他 の 起 因 物
		232	鉄 道 車 両			92	921 起 因 物 な し
		239	そ の 他 の 乗 物			99	999 分 類 不 能

千葉労働局 第11次労働災害防止計画の概要

1 労働災害防止計画

- 労働災害防止のための主要な対策に関する事項その他の労働災害の防止に関し重要な事項を定めた計画
- 第11次労働災害防止計画の期間：平成20年度～24年度

2 労働災害をめぐる動向

- 死亡者数：平成15年67人→平成20年59人
- 死傷者数：平成15年5,182人→平成20年5,420人
- 定期健康診断における有所見率：平成15年44.42%→平成20年49.07%

3 第11次労働災害防止計画の目標

- 死亡者数について対平成19年比で20%以上減少させること。
- 死傷者数について対平成19年比で15%以上減少させること。
- 労働者の健康確保対策を推進し、定期健康診断における有所見率の増加傾向に歯止めをかけ、減少に転じさせること。

4 第11次労働災害防止計画の概要

1 自主的な安全衛生活動の促進

- (1) 「危険性又は有害性等の調査等」の実施の促進
- (2) 労働安全衛生マネジメントシステムの活用等
- (3) 自主的な安全衛生活動促進のための環境整備等

2 労働災害多発業種、特定災害対策

- (1) 重点業種対策（食料品製造業、金属製品製造業、建設業、陸上貨物運送事業）
- (2) 第三次産業対策 (3) 爆発・火災災害防止対策 (4) 交通労働災害防止対策

3 職業性疾病等の予防対策

- (1) 石綿障害予防対策 (2) 化学物質対策 (3) 粉じん障害防止対策 (4) 腰痛予防対策
- (5) 振動・騒音障害防止対策 (6) 熱中症予防対策及び酸素欠乏症等防止対策

4 過重労働による健康障害防止対策及びメンタルヘルス対策

- (1) 過重労働による健康障害防止対策 (2) メンタルヘルス対策

5 産業保健活動、健康づくり及び快適職場づくり対策

- (1) 産業保健活動の活性化 (2) 健康づくり対策 (3) 快適職場づくり対策

6 安全衛生管理対策の強化

- (1) 安全衛生教育の効果的な推進等 (2) 中小規模事業場対策の推進
- (3) 就業形態の多様化等に対する対策 (4) 高年齢労働者対策等の推進

7 関係機関との連携等

- (1) 安全衛生団体の活動の促進 (2) 関係行政機関との連携